

公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入するための条例制定に反対する意見書

平成30年（2018年）の厚生労働省「過労死等防止対策白書」によれば、小・中・高・特別支援学校を含めた全ての学校の教職員の1日当たりの実勤務時間の平均は、通常時でさえ1日11時間17分（所定勤務時間は7時間45分）、1か月当たりの時間外勤務の平均は77時間44分であり、実に中学校教員の57%、小学校教員の33.5%が過労死ラインを超えて働いていることを文部科学省も報告（平成28（2016）年教員勤務実態調査）しています。

教員の労働環境は、子どもたちにとっての学習環境です。長時間過密労働の影響は教員だけにとどまらず、教育現場は「子どもと過ごす時間も十分にとれない」「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声であふれていて、もはや子どもの学習権を保障できているとは言い難い状況です。教員がしっかりと子どもと向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と子どもの学習権を保障するための投資がいま、早急に求められています。

これに対し政府は令和元（2019）年12月、通常の勤務時間を延長し、代わりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入することができるよう「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置法」（給特法）を一部改正しました。しかし、この法改正をめぐる国会審議で「教師の業務や勤務が縮減するわけではない」と文部科学大臣は明言しています。さらに文部科学省は時間外労働の上限を「月45時間、年360時間以内」とする「指針」を本制度導入の前提としましたが、小学校の約6割、中学校の約7割の教員が既にこの上限を超えて働いている現状（平成28（2016）年教員勤務実態調査）です。恒常的に時間外勤務が45時間を超えている状況のため、1年単位の変形労働時間制を導入することができないと考えます。

何よりこの制度が導入されれば、ゆとりを持って子どもと向き合い個々の成長や発達に寄り添うことが困難にならないか、日々の疲労が回復できず過労を募らせ倒れる教員が多くならないか、子育ての関係で辞めざるを得ない教員が出てくるのではないかなど懸念は尽きません。教員の成り手不足も叫ばれている今、地方へ向かってくれる教員もさらに減る可能性もあり、北海道の教育が崩されかねません。したがって、1年単位の変形労働時間制を導入するよりもまず、恒常的な時間外労働の解消こそ第一になすべきことと考えます。

よって、豊富町議会は、北海道及び北海道教育委員会に対し、以下の事項の実現を図るよう強く要望いたします。

記

1. 1年単位の変形労働時間制を公立学校教員に適用する条例制定をしないでいただいた

- い。
2. 在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化され、実際の時間より短い虚偽の時間を記録させないでいただきたい。
 3. 教員が子どもとしっかりと向き合い、授業の準備をする時間の確保など「子どもの学習権の保障」という観点から、教員の労働環境の抜本的な改善を行っていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月10日

北海道豊富町議会
議長 千葉 久